

(第1条関係) 寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、<u>同法第66条</u>の規定による決定により少年院に收容されている場合又は<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は<u>同法第66条</u>の規定による決定により少年院に收容されている場合 _____</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第2条関係) 寒川町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年寒川町条例第26号。以下「条例」という。)第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、<u>同法第66条</u>の規定による決定により少年院に收容されている場合又は<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定によ</u></p>	<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年寒川町条例第26号。以下「条例」という。)第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は<u>同法第66条</u>の規定による決定により少年院に收容されている場合 _____</p>

る補導処分として婦人補導院に収容 されている場合 ～略～	_____ _____ ～略～
------------------------------------	-----------------------

(改正附則)

現行	改正案
	<u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>